

# 令和7年度 京都市立翔鸞小学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

また、平成29年度3月に改訂された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容及び、平成29年9月に改訂された「京都市いじめの防止など取組指針」に則り、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### (1) いじめ対策委員会の設置

**ア 委員会名** 翔鸞小学校いじめ対策委員会

**イ 構成員（職名又は校務分掌）**

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・よつば学級担任・低・中・高学年より担任1人・養護教諭・教育相談主任・スクールカウンセラー（状況に応じて）※緊急対応時はこの限りではない

**ウ 開催**

- ・毎月1回、いじめ対策委員会を開催する。
- ・いじめが発覚した際には、速やかに開催する。その他必要に応じて隨時開催する。

**エ 委員会として取り組む内容**

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有

- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・関係機関、専門機関との連携対応  
(会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載)

## オ 児童・保護者への周知

- ・朝会等で児童への周知を図る。
- ・図書館に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・おたより等にいじめや命に係わる内容を積極的に載せる。
- ・非行防止教室の内容を教職員間で交流し、他学年の児童にも知らせる。
- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「翔鸞小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけを P T A の協力のもと進める。
- ・非行防止教室等の内容を積極的に学校だよりに掲載し、保護者に学校の取組の周知を図る。
- ・学校運営協議会やホームページ等で、委員会の役割や構成員等を周知する。

## カ その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・その際、P D C A サイクルでの見直しも行う。

# 3 学校いじめ防止プログラム

## (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

### ア 学習環境の整備

- ・すべての教室の前面の掲示物を統一することで、どの教室でも同じように落ち着いて学習できる環境を作る。

### イ 授業改善の充実

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

### ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、「道徳科」の授業や教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。

### エ 児童が自主的に行う活動や体験活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。

### オ 児童同士の絆づくり

- ・学校行事（運動会や学習の発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・縦割り活動及び異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

- ・児童会が取り組んでいるあいさつ運動を通して、誰もが声をかけられる関係づくりを進める。

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

### ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、全教職員で共有する。

### イ 児童生徒に対する定期的な調査

#### (ア) アンケートの実施

- ・全学年、記名によるいじめアンケートを6月・11月に実施する。  
また、4～6年生にはクラススマネジメントシートも活用する。

#### (イ) 教育相談の実施

- ・6月と11月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。

#### (ウ) 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

## (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

### ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

# イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

## 前提となる基本事項

- 『学校いじめの防止等基本方針』
- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

- 『いじめ対策委員会』
- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

### 未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・授業改善
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒が主体的に行う活動や  
体験活動の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

#### 【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、  
聴き取り・指導・支援体制を検討。

#### 【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

手遅れのない  
対応

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。  
【認識の共有化・行動の一元化】

心の通った  
指導

#### 【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パートナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

#### 【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

#### 【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり、謝罪をする場をもつ。

#### 【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

#### 【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。  
    - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
    - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

## ウ インターネットなどを通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

## エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・少なくとも3か月間は、いじめに係わる児童について全教職員で見守り、いじめが再発しないようにする。
- ・教育活動全般を通して道徳教育の充実を図り、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを考えられるようにする。

## (4) 教職員の資質能力向上の取組

### ア 内容

- ・「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。
- ・内容は、「翔鸞小学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」

### イ 研修の時期・内容等

- ・5月、8月、2月に行う生徒指導研修会時に実施する。

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・翔鸞小学校学校運営協議会との連携のもと、学校評価委員会を開催する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソポーターとの連携を密にしておく。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### (2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等)を速やかに行う。また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

## 6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	職員会議「いじめの防止等取組指針」「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	朝会等で児童へ周知		入学式後の保護者説明 学級懇談会(学校の取組等) 学校だより、HP等で周知
5	いじめ対策委員会 生徒指導研修会①	たてわり活動の結団式		個人懇談会
6	いじめ対策委員会 クラスマネジメントシートの分析・検討	5年花背山の家宿泊学習	いじめに関するアンケートの実施(全学年)聞き取り(教育相談週間) クラスマネジメントシートの実施(4~6年)	学校運営協議会
7	いじめ対策委員会 いじめアンケート等の情報共有	非行防止教室(3~6年)		個人懇談会
8	生徒指導研修会② (事例をもとにした実践研修)			
9	いじめ対策委員会		児童による学校評価	保護者による学校評価 道徳・情報モラルの授業参観、懇談会
10	年間の取組の見直し いじめ対策委員会	運動会 修学旅行		校内学校評価委員会 学校運営協議会
11	いじめ対策委員会 クラスマネジメントシートの分析・検討	学習の発表会	いじめに関するアンケートの実施(全学年)聞き取り(教育相談週間) クラスマネジメントシートの実施(4~6年)	学校だより特別号(学校評価結果)配布
12	いじめ対策委員会 いじめアンケート等の情報共有	人権集会		個人懇談会
1	いじめ対策委員会		児童による学校評価	保護者による学校評価 校内学校評価委員会 学校運営協議会
2	生徒指導研修会③ いじめ対策委員会			新1年半日入学保護者説明 学級懇談会
3	年間の取組(学校いじめ防止プログラム)の見直し いじめ対策委員会			学校だより特別号(学校評価結果)配布